

新しい民生委員・児童委員を紹介します

問合先 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当

4月1日付けで厚生労働大臣から委嘱を受けた新しい民生委員・児童委員を紹介します。

民生委員・児童委員とは

民生委員法により、地域福祉の推進役として活動する無報酬のボランティアで、厚生労働大臣の委嘱を受けた県の非常勤特別職の地方公務員です。民生委員は、児童福祉法により児童委員を兼ねることとされています。また、子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する「主任児童委員」がいます。

活動内容

担当区域の見守りや、地域住民の方

主な担当区域 (自治会)	氏名
富士見	三上 裕子 <small>みかみ ゆうこ</small>
池の台	柳沼 直美 <small>やなぎぬま なおみ</small>
	田上 紀子 <small>たのうえ のりこ</small>
下新田第三	市川 一枝 <small>いちかわ かずえ</small>
栄小学校区 (主任児童委員)	西村 昌江 <small>にしむら まさえ</small>

が抱える問題についての身近な「相談相手」となり、適切な支援が受けられるよう、行政や専門機関へつなぐ「パイプ役」として活動しています。

人権擁護委員を紹介します

問合先 総務人権推進課人権推進担当

市には、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が5人います。

人権擁護委員は、地域の皆さんが人権について関心を持ち、さらに、その理解を深めてもらうために様々な啓発活動を行っています。

また、あらゆる人々の人権を守るため、毎日の暮らしの中で起こる人権に関する問題(いじめ、虐待、差別問題

など)に関し、法務局や市役所などで人権相談を行っています。相談は無料で、秘密は厳守します。お気軽に相談ください。

人権擁護委員

山中伊久枝さん、内田広行さん、宮崎和子さん、関口博行さん、根岸芳子さん

「つるがしま男女共同参画推進プラン(第5次)」を策定しました

高年齢者、障害者、ひとり親など弱者の視点につながる計画です

問合先 女性センター(☎049・287・4755)

このプランは、平成29年度から5年間の市の男女共同参画を推進するための行動計画で、「鶴ヶ島市女性活躍推進計画」と「鶴ヶ島市DV対策基本計画」を含むものです。

内容には鶴ヶ島市男女共同参画推進委員会からの答申、市民コメントなど市民の意見を反映しました。

市は、このプランに沿って市民、事業者、教育に携わる方々とともに、男女共同参画を進めていきます。

取組の主な視点

1 女性が活躍するための環境整備
長時間労働などこれまでの男性中心型の働き方を見直し、誰もが活躍でき

る環境整備に向けて取り組みます。

2 貧困の拡大への対応

ひとり親家庭や非正規雇用で生活上の困難に陥りやすい女性への支援および貧困の連鎖を断ち切るための対策、女性も男性も長期的な展望に立って安心して働ける雇用環境の整備に向けて取り組みます。

3 性別に起因する暴力の防止と支援体制の充実

DVやストーカー行為などを未然に防ぐための対策や、被害者へのケア、自立に向けた支援体制の強化に向けて取り組みます。

4 性別による固定的な役割分担意識の解消

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」のような、性別による固定的な役割分担意識の解消に向けて取り組みます。

閲覧場所

女性センター、市役所情報公開コーナー、各市民センター、図書館、市民活動推進センターまたは市のホームページからもご覧いただけます。



国民健康保険(国保)の届出はお早めに

問合せ先 保険年金課国民健康保険担当

国保に加入するとき、やめるときは、14日以内に届出をお願いします。

なお、職場の健康保険などに加入されていない方は、病気やけがに備えるためにも国保の加入手続きを必ず行ってください。

加入の届出

資格取得日 他の保険の資格を喪失した日(届出が遅れると国保税も遡って納付することになります)

届出に必要なもの ①職場の健康保険を喪失した証明書②個人番号カード、または通知カードなど個人番号が確認できるもの(国保加入者全員分)③官公署が発行した顔写

真付の証明書(免許書など)

喪失の届出

資格喪失日 他の保険に加入した日(届出がされないと国保税が課税されたままとなります。※他の保険に加入した後、国保の保険証で受診した場合、国保で負担した医療費を返還していただくことになります)

届出に必要なもの ①国保の保険証など交付書類②職場などの保険証③個人番号カード、または通知カードなど個人番号が確認できるもの④官公署が発行した顔写真真付の証明書(免許書など)

※①～③ともに国保加入者全員分

国民年金の「学生納付特例制度」は毎年度申請を

申込・問合せ先 保険年金課国民年金担当

20歳以上の方は国民年金に加入し保険料の納付が必要ですが、学生の場合、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

この制度は、年度毎に申請が必要で、申請できる期間が定められていますので、希望する方は早めに申請してください。

猶予された期間の保険料は、10年以内であれば古い期間から順に納めることができます。納めた保険料は、将来受け取る年金額に反映されます。

対象 20歳以上の学生で、前年の

所得が一定額以下の方

申請期間 申請時点の2年1か月前の月分まで

持ち物 ①年金手帳②申請年度に有効な学生証または在学証明書③印鑑(本人が署名する場合は不要)

④代理の方が手続きするときは、代理の方の身分証明書(運転免許証や健康保険証など)

※日本年金機構から、はがき形式の申請書が届いた方は、必要事項を記入し返送すれば、市役所での手続きは必要ありません。

消防情報

「消しましよ
その火その時 その場所で」
2017年度全国統一防火標語

問合せ先 坂戸・鶴ヶ島消防本部
☎049・281・3119 http://sakatsuru119.jp/

救命講習会(4月～6月)

申込・問合せ先 警防課救急担当(☎049・281・3116)

内容

普通救命 心肺蘇生法(成人)、大出血時の止血法

上級救命 心肺蘇生法(成人、小児、乳児)、大出血時の止血法、傷病者の管理法、手当の要領、搬送法

対象 中学生以上の市内および坂戸市に在住在勤在学の方

参加費 無料

申込み 4月10日(月)から直接、または電話

種別	月日(曜日)	場所	員数(申込順)	時間
普通救命講習	5月13日(土)	鶴ヶ島消防署	20人	9時～12時
上級救命講習	6月8日(木)	消防本部	30人	9時～17時

10月1日採用予定の下水道組合職員を募集

申込・問合せ先 坂戸、鶴ヶ島下水道組合総務課総務担当
(☎049・283・2051)

職種・採用予定人数 一般事務職、土木職、社会人経験者(土木職)・若干名

第1次試験日 6月4日(日)

受付期間 5月15日(月)～19日(金)

受付場所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合総務課

※申込方法などについては、組合ホームページまたは総務課で配布する募集案内をご覧ください。

受験資格

一般事務職

①大学卒業または平成29年9月までに卒業見込みで、昭和63年4月2日以降に生まれた方

社会人経験者(土木職)

大学または短期大学(専修学校を含む)または高校を卒業した方で昭和57年4月2日～昭和63年4月1日までに生まれ、民間企業などで1年以上継続して就業のうち、職務経験が3年以上の方

②短期大学(専修学校含む)を卒業し、平成2年4月2日以降に生まれた方

③高校を卒業し、平成4年4月2日以降に生まれた方

土木職

「一般事務職」の①から③までのいずれかに該当し、土木の課程を履修した方